

＜原子力災害対策指針：補足参考資料＞

地域防災計画（原子力災害対策編）作成等にあたって考慮すべき事項について

平成24年12月
原子力規制庁

原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の定めるところにより、平成24年10月、原子力災害対策指針を公表したところである。また、原子力施設が立地する自治体及び周辺の自治体が、災害対策基本法の定めるところにより、地域防災計画（原子力災害対策編）（以下、「地域防災計画」という。）を作成または修正するにあたって参考として活用するため、この度、地域防災計画作成マニュアル（平成24年12月改訂版）がとりまとめられたところである。

各自治体において、防災基本計画（原子力災害対策編）や原子力災害対策指針の内容を踏まえつつ、地域防災計画作成マニュアルを参考としながら、地域防災計画を速やかに作成するまたは見直すことが重要である。更に、作成または見直された地域防災計画が、万が一の原子力災害発生時において、計画どおり有効に機能することが、より重要である。

本文書は、原子力災害発時における有効な対応策を確実に実行できる、実効性の高い地域防災計画の作成又は見直しにあたり、考慮すべき事項をまとめたものである。

原子力災害に係る応急対策を実施するための体制構築について

原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するためには、警戒事象（別紙参照。）の段階から、事象の進展の度合いに応じ、防災対応要員を参集させ、災害対策本部等の対応組織を設置するなど、必要な体制を速やかに構築しなければならない。また、構築した体制は、応急対策を実施する間、常に安定的に機能させなければならない。

これらを踏まえ、応急対策の実施体制構築に関し、地域防災計画の作成等において考慮すべき事項は、以下のとおり。

○防災対応職員の参集

- ・参集職員の連絡先（自宅電話番号、携帯電話番号、自宅メールアドレス、携帯メールアドレスを含む。）について一覧表にまとめたもの、また、連絡の順番をフローチャート形式で記した図（連絡がつながらない場合の代替連絡先及びその連絡順位を含む。）を、あらかじめ準備しておく。
- ・参集職員の選定にあたっては、複合災害の発生なども想定し、集合場所までのアクセス経路が異なる複数の職員を選定する、他の災害対応業務との重複が発生しない者を参集対象者に指定するなどの配慮を行う。

○作業手順の明確化

- ・警戒事象発生時、特定事象（原災法第10条に基づく通報事象）発生時、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言後のそれぞれの段階において、対策拠点施設の立ち上げ、災害対策本部の設置等、体制を整えるために必要な作業手順（それぞれの作業を担当する部署、担当者名等を含む。）をフローチャート形式で記した図を、あらかじめ準備しておく。
- ・参集職員全員が同時刻に参集場所に揃うことはあり得ず、参集した職員から順次任務を付与して体制構築を図る必要があることに留意し、初動の初期の段階で行うべき作業を優先順位付けし、作業手順をフローチャート形式で記した図を、あらかじめ準備しておく。

○事態の長期化に備えた動員体制の整備

- ・動員される対象職員を数個のグループに割り振り、当直制で順番に業務を実施する体制を組むとともに、対象職員のローテーション表を、あらかじめ準備しておく。
- ・長期間にわたる災害対応においても、自治体職員の心身の状態を健全に維持するため、災害対応時の自治体庁舎等に、保健師、精神科医等の医療関係者を配置することを検討し、必要な手配をしておく。

情報連絡体制の整備について

事象の進展状況や、応急対策の進捗状況、被害状況等の情報は、関係機関等に速やかに伝達され、共有されなければならない。

これを踏まえ、情報連絡体制の整備に関し、地域防災計画の作成等において考慮すべき事項は、以下のとおり。

○事象発生情報の連絡

- ・警戒事象発生の通報・連絡があった場合、特定事象発生の通報・連絡があった場合のそれれにおいて、その情報を関係機関等に伝達する作業の手順（作業を担当する部署、担当者名等を含む。）をフローチャート形式で記

した図、連絡対象者の連絡先について一覧表にまとめたもの、また、連絡の順番をフローチャート形式で記した図を、あらかじめ準備しておく。

○応急対策活動情報等の連絡

- ・特定事象発生後、原子力緊急事態宣言後のそれぞれにおいて、応急対策の進捗状況、被害状況等の情報に関する連絡作業の手順（作業を担当する部署、担当者名等を含む。）をフローチャート形式で記した図、連絡対象者の連絡先について一覧表にまとめたもの、また、連絡の順番をフローチャート形式で記した図を、あらかじめ準備しておく。

屋内退避、避難収容等の防護活動の実施について

原子力施設の周辺に放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合、屋内退避、避難等の防護措置を実施しなければならない。防護措置の実施にあたっては、予防的防護措置を準備する区域(PAZ)や緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)といった原子力災害対策重点区域の別に応じて、また、避難する住民等が置かれている状況等も勘案し、安全、迅速かつ確実に実施できるように配慮しなければならない。

これを踏まえ、屋内退避、避難収容等の防護活動の実施に関し、地域防災計画の作成等において考慮すべき事項は、以下のとおり。

○避難計画の作成

- ・市町村は、屋内退避、避難等に係る住民への指示、集合場所や避難所の開設・運営、移動手段の手配、避難者の避難先の割り振りその他、屋内退避、避難収容等にあたって必要な作業の手順（それぞれの作業を担当する部署、担当者名等を含む。）を、事象進展の時間軸に沿ってフローチャート形式で記した図を、あらかじめ準備しておく。
- ・避難計画における移動手段や移動経路に関する事項は、地域ごとの居住者数、年齢構成、健康状態その他の基礎情報を踏まえ、避難時間シミュレーションの結果なども参考にして決定する。
- ・PAZ圏内の住民等に係る防護措置については、避難することを原則とするが、避難が遅れた住民等のために、必要に応じて、一時避難所を設置するなどの措置も併せて実施する。
- ・UPZ圏内の住民等に係る防護措置については、放射性物質の拡散状況等、運用上の介入レベル(OIL)で示された基準に従って、避難等の防護措置を実施する計画となるが、これを円滑に実施するための事前準備や具体的な手順などを、発生する状況のタイプなどに応じた形で、できる限り計画に記

述する。

- ・ UPZ 圏外の住民等に係る放射線の環境影響の状況に応じた防護措置については、基本的に UPZ 圏内の住民等に係る防護措置を実施する基準に照らして、これを実施する。

○避難計画の作成等に関する市町村への助言及び支援

- ・ 道府県は、市町村が避難計画を作成するにあたり、屋内退避、避難収容等にあたって必要な作業が、事象進展の時間軸に沿って円滑に進められるよう、必要な助言及び支援を行う。
- ・ 道府県は、応急仮設住宅の用地確保状況及び住宅供給可能量、広域的な避難に関する道府県内市町村間の調整状況など、避難計画作成にあたって有益な情報を市町村に提供するとともに、市町村の避難活動が円滑に実施できるよう、必要な調整を行う。

○防護措置に関する指示の確実な周知

- ・ 防護措置の中には、PAZ 圏内の住民等の即時避難など、迅速な対応を要する場合があることに留意し、防護措置に関する住民等への指示に関しては、同報系行政防災無線、広報車等の活用のほか、テレビ局等の報道機関の協力を得ることも検討し、あらかじめ具体的な協力内容を定めた協定を締結しておく。

○原子力災害対策重点区域における段階的避難の円滑な実施

- ・ 道府県及び市町村は、避難等の防護措置が、原子力施設に近接した地域から段階的に行われる仕組みに従って、避難計画などを作成する。
- ・ PAZ 圏内の住民等に対して避難指示が出された際には、UPZ 圏を含む市町村は、同時期に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、PAZ 圏内の住民等が円滑に避難できるよう配慮すべきことについて、UPZ 圏内の住民等に対し、あらかじめ理解を求める。
- ・ 道府県は、特定事象発生に関して原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について UPZ 圏を含む市町村に連絡する時に併せ、PAZ 圏内の住民等の避難が行われる可能性も想定し、PAZ 圏内の住民等が円滑に避難できるよう配慮してほしい旨を UPZ 圏内の住民等に伝えるよう、依頼する。

○災害時要援護者等の避難誘導・移送体制

- ・ 災害時に自力で避難することができない人を多数収容している施設（病院、介護施設等）や、小さな子供が多数所在している施設（保育園、幼稚園、小学校等）においては、避難者を健康上等のリスクにさらすことなく移動させることができない場合には、放射線の遮へい効果や気密性が比較的高い建物などへの屋内退避措置をとり、移動手段や他の防護措置が確保できた後に、医師、看護師、介護士、教諭、保育士等のサポートの下で、移動

によるリスクが低いことを確認した上で避難させる。

○避難所の運営

- ・避難場所の運営等に関与する市町村職員その他の人員の役割分担を明確に定めておく。
- ・市町村は、避難期間が長期にわたることも想定し、避難所の運営に携わる人員のローテーション体制、食料・物資の供給体制、医師等の医療関係者の常駐又は巡回の体制など、避難所の運営を安定的に維持するための体制をあらかじめ整えておく。
- ・市町村は、仮設住宅間での定期的な交流の機会を設けるなど、地域コミュニティを維持するための方策を講じることを計画に盛り込んでおく。

応援協力体制の拡充・強化について

原子力災害への応急対策にあたっては、多くの人員や資機材などの資源を、避難収容、緊急輸送、救助・救急、医療、消火その他の多岐にわたる分野に、初動の段階から迅速かつ的確に投入しなければならない。そのためには、平常時から、他の自治体や関係機関、企業等と応援協力の関係を構築し、災害発生時に備えなければならない。

これを踏まえ、応援協力体制の拡充・強化に関し、地域防災計画の作成等において考慮すべき事項は、以下のとおり。

○他の自治体との応援協定の締結

- ・他の自治体と、応援協力内容を具体的に定めた協定の締結を検討・調整することは効果的である。この際、自治体同士の二者間協定にとどまらず、広域的な応援協力体制の構築を目指し、3以上の自治体による応援協定の締結も視野に入る。
- ・応援協定締結に至らない場合にあっても、災害時における自治体間の相互協力に関する協議を行い、防災対応に係る相互協力に関する合意を形成する。

○道府県内市町村間の応援協定締結に関する調整等

- ・道府県は、災害発時における市町村間の応援協力体制が円滑に機能するよう、道府県内市町村間における応援協定の締結状況及びその内容を把握するとともに、必要に応じて調整を実施する。

○関係機関、企業等との協定の締結

- ・物資・燃料などの調達・供給、緊急輸送、医療活動その他、応急対策上重要な分野に関し、指定公共機関、指定地方公共機関をはじめとする関係機関、関係企業との間で、災害発時における具体的な協力内容を定め

た協定を締結する。

地域防災計画作成等に関して今後考慮すべき事項

考慮すべき事項としては他に、緊急時モニタリングの実施手法、緊急時モニタリングの結果やSPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の活用、プルームの影響の考慮、子供への対応を含めた放射性ヨウ素取り込み防止対策などがある。これらの事項については、今後、原子力規制委員会における検討の結果を原子力災害対策指針に反映するので、それに合わせて、地域防災計画に取り入れるのが適当である。

警戒事象について

警戒事象とは、原子力規制委員会の所掌する原子力施設等の立地地域及びその周辺において、以下のいずれかに該当する大規模自然災害又は重要な故障が発生した場合をいう。

- ① 原子力施設等立地市町村（※1）において、震度5弱以上の地震が発生した場合
- ② 原子力施設等立地道府県（※2）（北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、神奈川県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県。以下、同じ。）において、震度6弱以上の地震が発生した場合
- ③ 原子力施設等立地道府県において、大津波警報が発令された場合（施設立地地域が津波の発生地域から内陸側となる、大阪府、岡山県及び北海道太平洋沖に発令された場合を除く。）
- ④ 東海地震注意報が発表された場合
- ⑤ 原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子力施設の重要な故障等
- ⑥ その他原子力規制委員会委員長又は委員長代理（不在等の場合の代行者として委員長が指名する委員をいう。）が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合

※1：上齋原については、鳥取県三朝町も岡山県鏡野町と同等の扱いとする。

※2：北海道については、後志支庁に限る。上齋原については、鳥取県も岡山県と同等の扱いとする。また、鹿児島県においては、薩摩川内市（甑島列島を含む）より南に位置する島嶼を除く。